

各種届出等について

指定事項を変更したとき

「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」に、次の書類を添えて提出してください。

提出期限: 当該変更のあった日から **30 日以内**

変更事項		添付書類				
		登記事項 証明書	定款の写し (直近のもの)	誓約書	住民票	指定事業 者証(旧)
氏名又は名称	法人	○	○			○
	個人				○	○
住所	法人	○	○			○
	個人				○	○
代表者の氏名	法人	○	○	○		○
役員	法人	○		○		

※登記事項証明書又は住民票については、発行日から3か月以内の**原本**を添付して下さい。

※上記以外の変更等については、「**組織変更又は合併の場合**」を参照してください。

給水装置工事主任技術者を選任又は解任したとき

給水装置工事主任技術者選任・解任したときは、当該事由が発生した日から **2 週間以内**に、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」を提出してください。

なお、選任をする場合は、給水装置工事主任技術者免状の写しを添付してください。

事業を廃止・休止・再開したとき

指定給水装置工事事業を**廃止又は休止したとき**は、**廃止又は休止の日から 30 日以内**、事業を**再開したとき**は、**当該再開の日から 10 日以内**に「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

組織変更又は合併の場合

	内容	具体例		届出方法
個人	法人化	個人⇒法人(法人⇒個人 も同様の取扱い)		廃止届 及び 指定申請
	相続	相続人が事業を継続したいとき		廃止届 及び 指定申請
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社 } ⇒ 株式会社		廃止届 及び 指定申請
		有限会社⇒株式会社		指定事項変更届
		合同会社・合名会社・合資会社間の変更		指定事項変更届
	合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届、 Bは廃止届
			新会社C設立 (新設合併)	A、Bともに廃止届、 Cは指定申請
		会社Aと 指定工事店Bが合併	Aが指定工事店B を吸収合併	Aは指定申請、 Bは廃止届
			新会社C設立 (新設合併)	Bは廃止届、 Cは指定申請

問い合わせ先

〒899-5192 霧島市隼人町内山田一丁目 11-11

霧島市上下水道部水道工務課

電話:0995-42-3501 FAX:0995-42-2833